

令和5年度

茨木市立春日小学校いじめ防止基本方針

(はじめに)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法第2条＞

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いに見えるようなことであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(学校教育目標)

家庭・地域とともに「知・徳・体の調和のとれた心身ともに健康で、思いやりのある人間性豊かな実践力のある子ども」を育成する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童の人権を守ることを基本に、子ども集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、茨木市教育委員会や吹田子ども家庭センター、所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、児童の豊かな情操や人権感覚及び道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりができるよう取組を進めていく。

ア．いじめについての共通理解をするための研修

イ．春日の基本に基づく、規律ある授業作り

ウ．児童が安心して学校生活が送れるよう、信頼できる人間関係を築きながら、自己有用感や自己肯定感を育む集団作り

エ．児童自らがいじめについて学び取り組む道徳教育の推進

オ．障がいのある児童、外国につながる児童、性的マイノリティの児童、震災等で避難している児童など、学校として特に配慮が必要な児童をはじめすべての児童にとって安心・安全な学校作りの推進。

② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。教室では、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。

ア いじめ調査の実施

- ・児童生徒対象 生活アンケート 年3回（6月、11月、2月）

イ いじめ相談体制の確立

- ・相談体制の整備 【窓口：生徒指導コラボレーター】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童への情報モラル教育
- ・保護者への啓発

（2）いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」の設置

＜構成員＞チーフ 学校長

教頭、生徒指導コラボレーター、生徒指導担当、各学年生活指導担当、
関係職員、養護教諭、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
- ・各学年の実態を毎週木曜日に交流し、職員間の共通理解を図ると共に、担任が抱え込まないような体制を作ること

＜開催＞

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を実施する。

●（別添）資料1 「いじめの防止等に関する年間計画」